

(趣旨)

第1条 この規程は、東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における遺伝子組換え実験安全管理規程第4条第2項の規定に基づき、東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部遺伝子組換え実験安全委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて遺伝子組換え実験（以下この条において「実験」という。）に係る次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、及びこれらの事項に関して学長に助言又は勧告する。

- (1) 実験計画の審査に関する事。
- (2) 実験の実施状況及び結果に関する事。
- (3) 実験従事者の教育訓練の実施状況に関する事。
- (4) 実験に係る施設及び設備に関する事。
- (5) 遺伝子組換え生物の取扱い及び実験等に係る拡散防止措置の妥当性に関する事。
- (6) 遺伝子組換え生物の取扱い及び実験等における事故発生時の必要な措置及び改善策に関する事。
- (7) その他遺伝子組換え生物の取扱い及び実験の安全確保に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 実験の経験を有する教員 2人
- (2) 前号以外の自然科学系の教員 1人
- (3) 人文社会科学系の教員 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会に、副委員長を置くことができる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第5条 委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(委員の審議制限)

第9条 委員は、自らが関わる第2条第1号から第3号までに掲げる案件の審議に加わることができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。